

令和2年度包括外部監査の結果報告書の概要

(注)以下は極めて簡単な要約です。内容理解については「結果報告書」をご一読することをお願い致します。

I. 外部監査の概要

第1. 選定した特定の事件

宮城県スポーツ関連施設の財務事務の執行及び管理の状況について

第2. 外部監査対象期間

令和元年度とするが、必要に応じて過年度及び令和2年度の一部についても監査対象に含めることとした。

第3. 特定の事件を選定した理由

来る2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会において、宮城県でも利府町の宮城スタジアムにおいて、サッカー競技が開催される予定であり、県民のスポーツに対する興味・関心は高まりつつある。この熱気は直接関連のある種目、会場のみならず、スポーツ全体の振興につながると考えられる。この点、県が保有するスポーツ関連施設には県及び県民の期待に応えるべく、今後、より質の高い管理運営が求められると考えられる。

一方、通常の維持管理コストに加え、オリンピック関連コスト、特に新型コロナウイルスの影響による開催日程の延期がどのような影響をもたらし、それに適切な対処がなされているかの情報について、県民が容易にアクセスできる情報は決して多くない。

このような観点から、オリンピック競技予定地である宮城スタジアムを中心として、宮城県スポーツ関連施設の全体的な運営管理状況を監査する必要性を認識し、「宮城県スポーツ関連施設の財務事務の執行及び管理の状況について」を令和2年度の包括外部監査のテーマとして選定することとした。

第4. 監査の要点

- ① 施設の利用状況は適切か(オリンピックへの対応状況含む)
- ② 経営計画(年度計画・中期計画)は適切に設定され業務実績と適切に比較検討されているか
- ③ 指定管理者の選定過程は適切か
- ④ 県の指定管理者に対する指導監督は適切か
- ⑤ 各種契約等の財務事務や施設管理が適切に実施されているか
- ⑥ 現金預金・固定資産等の管理が適切に実施されているか

⑦ その他監査の過程において発覚した事項に対する対応

第5. 外部監査人及び補助者

(1) 包括外部監査人

公認会計士	島川 行正
-------	-------

(2) 補助者

公認会計士	大木 彩乃
-------	-------

公認会計士	伊藤 洸矢
-------	-------

公認会計士	西野 健太
-------	-------

公認会計士試験合格者	池田 美帆子
------------	--------

その他	高橋 知美
-----	-------

第6. 監査対象施設

	指定管理者	所在地	主な施設内容	所管課
宮城県宮城野原公園総合運動場※1	・(公財)仙台市スポーツ振興事業団	仙台市 宮城野区	・宮城球場(楽天命パーク宮城) ・ウォーミングアップ場 ・宮城相撲場 ・宮城テニスコート	スポーツ健康課 (教育委員会)
宮城県第二総合運動場	・(公財)宮城県スポーツ協会 ・ミズノグループ	仙台市 太白区	・宮城県武道館 ・宮城県弓道場 ・宮城県クライミングウォール ・宮城県合宿所	スポーツ健康課 (教育委員会)
宮城県総合運動公園 (グランディ・21)	・(公財)宮城県スポーツ協会 ・同和興業㈱ ・セントラルスポーツグループ	利府町	・宮城スタジアム (キューアンドエーススタジアムみやぎ) ・総合体育館 (セキスイハイムスーパーアリーナ) ・テニスコート ・総合プール (セントラルスポーツ宮城G21プール) ・宮城県サッカー場※2 (みやぎ生協めぐみ野サッカー場) ・合宿所(リフレッシュ・プラザ)	スポーツ健康課 (教育委員会)
宮城県仙南総合プール (ヒルズ仙南総合プール)	・セントラルスポーツ㈱	柴田町	・温水プール ・トレーニングセンター	スポーツ健康課 (教育委員会)
宮城県長沼ボート場 (アイエス総合ボートランド)	・宮城県ボート協会	登米市	・長沼艇庫 ・ボートコース	スポーツ健康課 (教育委員会)
宮城県ライフル射撃場 (nexライフル射撃場)	・宮城県ライフル射撃協会	石巻市	・エアライフル射撃場 ・スモールボアライフル射撃場	スポーツ健康課 (教育委員会)
宮城県クレー射撃場	・(一財)宮城県猟友会	村田町	・クレー射撃場	自然保護課
宮城県障害者総合体育センター	・(社福)宮城県障がい者福祉協会	仙台市 宮城野区	・体育館 ・グラウンド	障害福祉課
加瀬沼公園	・㈱東北ダイケン	塩竈市 多賀城市 利府町	・野球場 ・サッカー場	都市計画課
仙台港多賀城地区緩衝緑地	・㈱東北ダイケン	多賀城市 七ヶ浜町	・野球場 ・陸上競技場 ・サッカー・ラグビー場 ・テニスコート ・バレーボール場	都市計画課
岩沼海浜緑地	・㈱東北ダイケン	岩沼市	・野球場 ・テニスコート	都市計画課
港湾環境整備施設	・㈱東北ダイケン	仙台市 宮城野区	・球場 ・テニスコート	港湾課

※1.本施設には、仙台市が所有する仙台市陸上競技場も存在するが、宮城県の所有ではないため上表には含めておらず、今回の監査対象としない。
 ※2.宮城県サッカー場は、宮城県総合運動公園の外部施設ではあるが、地理的關係を考慮し、管理運営上は一体の施設として取り扱われている。

第7. 包括外部監査の結果

指摘 15 件、意見 41 件(詳細は、「Ⅱ. 監査の指摘及び意見」のとおり)。

II. 監査の指摘及び意見

第1章. 宮城県宮城野原公園総合運動場

監査の指摘及び意見要約	区分	参照ページ
<p>(仙台市陸上競技場との管理区分について)</p> <p>本複合施設を構成する5施設(宮城球場、仙台市陸上競技場、ウォーミングアップ場、宮城相撲場、宮城テニスコート)のうち、4施設は宮城県の所有であるが、仙台市陸上競技場のみが仙台市の所有となっている。しかし、各施設については一括して、一の指定管理者が選定されている(楽天野球団が管理する宮城球場を除く)。</p> <p>この点、指定管理者は4施設の管理において、宮城県所有分と仙台市所有分に分けて別個に管理状況報告等の事務手続や区分経理を行わざるを得なくなっており、全体としては効率的と言い難い状況となっている。県は仙台市とも共同のうえ、施設すべての仙台市への譲渡等も含めた各施設の効率的な管理に資する管理形態を勘案することが望まれる。</p>	意見	P.34
<p>(備品の明確な管理について)</p> <p>宮城県と指定管理者が締結する「宮城県宮城野原公園総合運動場の管理運営に関する基本協定書」(平成29年3月30日付)には、宮城県が所有し指定管理者に管理させる備品の一覧が添付されている。今回の監査において、上記協定書を閲覧したところ、仙台市が所有する仙台市陸上競技場で使用する備品である「ラグビーポール」が管理備品の中に記載されていた。</p> <p>仙台市所有分の施設でのみ使用する備品が、宮城県と指定管理者間での管理備品とされているのは実態を適切に表しておらず、県は仙台市への譲渡を行うなど、適切な管理形態とすべきである。</p>	意見	P.35
<p>(相撲場について)</p> <p>相撲場の年間利用者数は300人程度、利用料金は数万円程度である。また、その利用は高等学校総合体育大会(高総体)の大会が開催される5~6月頃に偏り、年間2、3回のみである。</p> <p>県は、利用水準の向上策の検討の他、廃止も視野に入れ、高総体の試合会場の代替的確保の可否や、廃止した場合の陸上競</p>	意見	P.35

<p>技用のウォーミングアップ場や駐車場、駐輪場などへの転換等、有効利用のための方策を検討することが望ましい。</p>		
<p>(顧客アンケートについて)</p> <p>協定書には、顧客アンケート結果の指定管理者から県への報告は毎月(翌月 15 日)まですべきことが示されているが、実際には、指定管理者から不定期にメール等で県に報告するにとどまっている。</p> <p>協定書の記載に従い、顧客アンケート結果について、毎月指定管理者から県へ報告すべきである。</p>	指摘	P.36
<p>(随意契約について)</p> <p>今和元年度に実施された修繕 8 件のうち、以下の 3 件について特命随意契約を選択しており、選択理由として「緊急性があり実績のある業者を選定」としていた。</p> <p>①相撲場(土俵の劣化、状態の低下)</p> <p>②テニスコート(フェンス扉 片開き扉(4 箇所)の開閉不具合)</p> <p>③テニスコート(フェンス扉 支柱・ネットの経年劣化)</p> <p>①については定期的なメンテナンスとのことであり、実質的に契約先選択の余地がなかったとしても、それは「緊急性があり」という記載の理由とは異なっている。また③のような経年劣化自体は当然に予想されるべき事象であり、長期的観点からの契約の緊急性には疑問が残る。</p> <p>今後の契約においてこれらを前例として実質的な理由の検討を実施せず、画一的に特命随意契約としないよう留意する必要がある。</p>	意見	P.36

第2章. 宮城県第二総合運動場

監査の指摘及び意見要約	区分	参照 ページ
<p>(クライミングウォールについて)</p> <p>クライミングウォールの年間利用者は、新型コロナウイルス感染症の影響が予想される令和元年度を差し引いても、200～400 人程度であり、1 日あたりで換算すると1 人程度の利用に留まっている。また、利用料金は10 万円程度と、年間修繕維持費50 万円には遠く及んでいない。利用水準が低水準に留まっている理由としては、①本クライミングウォールの利用にあたっては、必ず2 名以上のチームで、その内1 名は「利用責任者証」保持者でなくてはならないとされており、一般利用のハードルが高い②本クライミングウォールの仕様が現行の競技ルールに一致しておらず、大会利用はもとより、競技用の練習目的にも適していない、という点が考えられる。</p> <p>クライミングウォールには当時の国民体育大会施設の記念的意義はあるものの、有効利用は今後も期待し難く、年間修繕維持費50 万円程度を投じてまで維持すべきかどうかには疑念がある。県は利用水準の向上策の他、廃止・取り壊しを含めた広い選択肢から措置を検討することが望ましい。</p>	意見	P.56
<p>(週末の教室開催について)</p> <p>現在、宮城県第二総合運動場では、自主事業として中国気功教室や、ヨガ、ズンバ、バレトン等の各種教室を開催している。週末は大会等があるため、各種教室は主に平日に開催されており、参加者は主婦層や高齢者が中心となっている。予約不要、かつ、1 回500 円で県民が気軽に趣味やスポーツを楽しめる教室開催は大変良いアイデアであると考えられる。</p> <p>しかし、平日のみの開催の場合、参加者層が限定されてしまうため、土曜日にも教室を開催し、是非、社会人や学生が教室に参加する機会を与えてほしい。大会が開催される週末の実施は難しいであろうが、武道館の貸切利用がない日や、閑散期に施設を有効活用するために、指定管理者は週末の教室開催を前向きに検討して頂きたい。</p>	意見	P.56
(利用者アンケートの積極的実施と事業報告書への反映)	意見	P.57

<p>平成 29 年、30 年、令和元年度の事業報告書において、「利用者アンケートについて」という項目があるが、いずれも「利用者アンケートに対する利用者回答はございませんでした。」の旨が記載されている。この点に関し、指定管理者に確認したところ、紙のアンケート用紙はあるものの、利用者は何か要望等がある場合には、口頭で窓口で意見を伝えに来てくれるため、利用者から紙のアンケートに対する回答は得られていないとのことである。</p> <p>事業報告書には、たとえ紙のアンケートの回答がなかったとしても、窓口で寄せられた利用者からの意見、要望、クレームを記載するなどして、現在、利用者たちが施設に対しどのように考えているかを、県も把握できるようにすべきである。</p>		
<p>(事業計画書と事業報告書の整合性について)</p> <p>本施設の指定管理者は、毎年度開始前に事業計画書を、毎年度末後には事業報告書を県に提出している。今回の監査において、「平成 31 年度事業計画書」及び、それに対応する「令和元年度事業報告書」を閲覧した結果、一部の個別事業について、事業計画書に記載された計画人数等と、事業報告書に再掲される計画人数等に不整合があることが判明した。</p> <p>このように事業計画書と事業報告書が比較可能性を損ねている状況において、県が事業計画書と事業報告書を比較検討し、指定管理者に対して効果的かつ適切な指導を実施できているかについては疑問があるといわざるを得ない。事業計画書と事業報告書の対応関係に矛盾がないよう指導することが望ましい。</p>	意見	P.58

第3章. 宮城県総合運動公園(グランディ・21)

監査の指摘及び意見要約	区分	参照 ページ
<p>(老朽化したテニスコートの廃止)</p> <p>現在、宮城県総合運動公園(グランディ・21)には、砂入り人工芝コート 10 面、ハードコート 6 面の、計 16 面のテニスコートがある。しかし、ハードコート 6 面のうち、3 面は老朽化や震災の影響でクラックが入ってしまい、使用できない状況である。</p> <p>ハードコートの利用者が少なく、3 面がなくても運営には支障がないため修繕予定はないとのことであるが、利用者の目に付く場所に、老朽化したテニスコートを放置しておくことは好ましくない。指定管理者側でも、使用禁止のコートをそのままにしておく利用者から「なぜ修繕しないのか」という問い合わせがくる可能性があるため、県に、コート 3 面の廃止もしくは再活用の要望を提出したとのことであるが、現在のところ方針は決まっていない。</p> <p>今後、オリンピックによって多くの人々が公園を訪れることを想定すると、老朽化し、草が生えている状態のテニスコートを放置しておくことは好ましくないため、県には早急に対応して頂きたい。</p>	意見	P.76
<p>(サッカー場周辺の高木の管理の必要性)</p> <p>宮城県サッカー場では、「百万本植樹事業」として、サッカー場の周りに木を多数植えている。指定管理者によると、その木々が現在のはかなりの高さとなり、中には倒木の危険性があるものも存在するとのことである。実際、令和元年に台風 19 号が発生した際に、サッカー場の C グラウンドで倒木が起きた。すべての木を伐採する必要はないが、倒木の危険が高い木のみでも伐採するとなれば相当の費用がかかると見込まれる。</p> <p>サッカー場の周辺には住居もあることから、今後また倒木が発生すれば、近隣住民にも被害が及ぶ可能性もある。指定管理者側においては、高木の伐採に関する具体的な見積をとり、次の台風が発生する前に、県に具体的な対策を講じるよう働きかける必要がある。</p>	意見	P.78
<p>(人口芝のサッカーコート)</p> <p>宮城県サッカー場には、3 つのコートがあり、A、B コートは天然芝、C コートは人口芝のコートである。C コートはもともとクレーコー</p>	意見	P.78

<p>トであったのを、土の上に人工芝を敷き詰めているが、冬になると霜の影響で地面が浮き上がってしまうことが続いたことにより、現在は地面が平らではなく、やや起伏のある状態である。部分的に補修をした箇所も、はがれてきてしまい、サッカー場利用者がつまずいて転んでしまう可能性もある。</p> <p>地盤が土である限り、今後も天候によってグラウンドはどんどん劣化していくため、部分的な補修ではなく、地盤をコンクリートにする必要がある。サッカー場の高い稼働率を鑑みると、グラウンドの修繕を優先的に実施してもよいのではなかろうか。</p>		
<p>(サッカー場の雨漏り)</p> <p>サッカー場の附属施設を視察したところ、施設の老朽化が激しく、特に、天井の雨漏りは深刻であった。指定管理者側で応急処置をしている雨漏り箇所は全部で 16 箇所あったが、普段の雨はこのような応急処置で対応ができて、台風の際は、建物が水浸しになってしまうとのことである。</p> <p>今後も台風が来るたびに大雨で建物内が水浸しになることは確実であり、早急な修繕が必要である。利用者や職員の安全確保のためにも、このような深刻な雨漏りは、他の修繕に優先して行われるべきであるので、県側では先延ばしにせず、一刻も早く、対策を講じなくてはならない。</p>	意見	P.80
<p>(利用状況報告書の記載について)</p> <p>平成 29 年度及び平成 30 年度の「宮城県総合運動公園利用状況報告書」を閲覧したところ、宮城県サッカー場の利用料金について、毎月の金額を合算した数値が年度合計と一致しておらず、また収支報告書とも不整合であることが判明した。</p> <p>利用状況報告書は、公共施設が有効かつ効率的な使用がなされているかの重要な判断材料となることから、正確な記載をすべきである。</p>	指摘	P.82
<p>(事業計画書と事業報告書の整合性について)</p> <p>指定管理者は、毎年度開始前に事業計画書を、毎年度末後には、事業報告書を提出している。今回の監査において、「平成 31 年度事業計画書」及び、それに対応する「令和元年度事業報告書」を閲覧した結果、一部の個別事業について、事業計画書に記</p>	意見	P.82

<p>載された計画人数等と、事業報告書に再掲される計画人数等に不整合があることが判明した。</p> <p>このように、事業報告書に再掲される当初の計画人数等が不適合である場合、比較可能性を損ねており、県が事業計画書と事業報告書を比較検討し、指定管理者に対して効果的かつ適切な指導を実施できているかについては疑問があるといわざるを得ない。県においては、事業計画書と事業報告書の対応関係に矛盾がないよう、指定管理者を指導することが望ましい。</p>		
--	--	--

第4章. 宮城県仙南総合プール(ヒルズ県南総合プール)

監査の指摘及び意見要約	区分	参照 ページ
<p>(管理する敷地の対象範囲について)</p> <p>「宮城県仙南総合プールの管理運営に関する基本協定書」に、指定管理者が管理する敷地の範囲が図面にて示されているが、図面と実際の管理対象範囲に一部違いがある。これは、取壊済である旧屋外プールが設置されていた敷地が、管理対象範囲外であるにもかかわらず、図面に含まれていたことによる。</p> <p>管理対象範囲は指定管理契約におけるもっとも重要な要素の一つであり、責任の明確化の観点から正確に定めるべきである。</p>	指摘	P.101
<p>(備品の明確な管理について)</p> <p>今回の監査において、施設に存在する備品の実物を確認した。その結果、長いすと冷蔵庫については現物を確認したものの、備品番号等の記載が見受けられず、台帳と同一の資産かどうかを確認できなかった。また、ホワイトボードについては、現物に備品番号が貼付されているものの、当該備品番号は台帳に記載がなかった。</p> <p>備品の所有権及び管理責任を明確にするため、各備品には台帳と一致する記載の備品整理表を貼付するなど、管理表と備品の実物の関係性を明確にすべきである。</p>	指摘	P.101
<p>(利用状況報告書の記載について)</p> <p>「2019 年度事業報告書」の「宮城県仙南総合プール利用状況報告書」では、競技用具区分の水球競技用具区分において、「入場料徴収する」及び「入場料徴収しない」の区分に分かれている。しかし、実際は、「入場料徴収する」の区分の利用は発生しておらず、すべて「入場料徴収しない」の区分の利用の誤りであった。さらに、令和元年度のプール区分の合計利用人数においても、人数が誤って記載されていた。</p> <p>利用状況報告書は、公共施設が有効かつ効率的な使用がなされているかの重要な判断材料となることから、正確な記載をすべきである。</p>	指摘	P.102
<p>(設備の維持管理について)</p>	意見	P.103

<p>本施設で使用するボイラーは、通常 2 台体制で運用している。そのうち 1 台の一部機能(ポンプ等)が不調であるが、指定管理者によると、修繕のための予算の都合がつかないため、正常な方のボイラーの稼働率を増加させて対処したとのことである。</p> <p>不調設備の代替として、正常設備への負荷を増加させて使用することは、正常な設備の寿命を縮めかねず、結果として維持管理コストを増加させることになりかねないため、県には設備の計画的な修繕が望まれる。</p>		
<p>(宮城県ホームページ上の表記誤りについて)</p> <p>宮城県ホームページにおける、「ヒルズ県南総合プール(宮城県県南総合プール)」の施設概要ページにおいて、「可動床式水深 水球使用時 2月1日 m」という不適切な表記がされている。このように明らかにおかしな表記であるにもかかわらず、県のホームページに長期間掲載されている点には疑問を感じざるを得ない。</p> <p>ホームページに施設概要を掲載する際には、誤った情報がないか、担当者は入念にチェックする必要がある。また、当該ページのように掲載日から1年以上経過しているものに関しては、掲載の内容に変更がないかどうか、確認する必要があるといえよう。</p>	指摘	P.103
<p>(事業計画書と事業報告書の整合性について)</p> <p>指定管理者は、毎年度開始前に事業計画書を、毎年度末後には事業報告書を県に提出している。</p> <p>今回の監査において、「平成31年度事業計画書」及び「2019年度事業報告書」を閲覧した結果、事業計画書の記載に比べ事業報告書の記載は全体的に簡易であり、両者を比較して計画どおりに事業が実施されたかの判断が難しい箇所があった。</p> <p>県は指定管理者に対し、事業計画書と事業報告書の対応関係を可能な限り明確とするよう指導することが望ましい。</p>	意見	P.104
<p>(「個人情報の厳重管理」に対する措置の解釈について)</p> <p>平成19年度包括外部監査結果「個人情報の厳重管理(意見)」に対する平成20年度の措置の状況として、県は「事業計画に基づき、ミーティングの実施と記録の作成を適切に行うよう、指定管理者に適時確認を行っていく。」としていた。</p> <p>本監査結果から得られる教訓としては、事業計画書と事業報告</p>	指摘	P.111

<p>書の全体的な整合性について、県が確認を実施し指定管理者に指導すべきということであると考えるのが妥当であるが、事業計画のうちミーティングのみに焦点を当てた当時の措置の状況は、やや的外れな対応であると指摘せざるを得ない。事業計画書と事業報告書の対応関係は今回の監査時点でも不明瞭な点があり、これは平成 19 年度意見を適切に解釈し対応していれば、当然に対応できていたものと考えられる。</p> <p>県は、包括外部監査結果を過度に限定して解釈するのではなく、包括外部監査の効果を最大限に発揮すべきである。</p>		
---	--	--

第5章. 宮城県長沼ボート場(アイエス総合ボートランド)

監査の指摘及び意見要約	区分	参照 ページ
<p>(ガソリン貯蔵庫の必要性)</p> <p>モーターボートの燃料であるガソリンの保管状況を視察したところ、ガソリタンクが艇庫の端奥に、カラーコーンやボートの備品と並列されている状態であった。担当者の話によると、消防法に定められているとおり、艇庫内で保管するガソリンを 200 リットル未満にしているとのことであるが、タンクは約 20 個保管されており、タンク内のガソリンの量によっては合計 200リットルを超えてしまうことから、消防法違反の可能性もある。また、艇庫内には、他の備品やゴミ袋などがあることから、万が一、ガソリンに引火した場合、被害が拡大するおそれもある。</p> <p>指定管理者は、県にガソリン貯蔵庫設置の要望を出してはいるが、県側は、ガソリンをその都度購入するようにとの反応であったという。ガソリン貯蔵庫がないことによる危険性や不便さに対する、県の認識について疑問が生じる。</p> <p>利用者と職員、さらには近隣住民の安全確保のために、ガソリン用の貯蔵庫の設置は必須である。県は、ガソリン貯蔵庫の設置を早急に検討すべきである。</p>	指摘	P.115
<p>(屋外ボート競技場のトイレ設置)</p> <p>長沼ボート場内で一般的な水洗トイレが設置されているのは、管理事務所内のみであり、屋外のボート競技場には仮設トイレのみが設置されている。ボート競技の参加者は高校生等の若い選手たちであり和式トイレが苦手ということで、数年前に指定管理者は、管理事務所内の和式トイレを洋式トイレへと改装したが、仮設トイレについては、現状も和式のままである。本来ならば仮設トイレを廃止し、新たに簡易水洗トイレを増やすことが理想的であるが、河川敷は水洗トイレの設置が困難であり、また、屋外の別の場所や艇庫内に設置するとなると浄化槽の問題が絡んでくる。</p> <p>選手や観客が快適に施設を利用するためには、清潔な水洗トイレが整備されていることが最低条件である。利用者満足度を上げるためにも、まずは仮設の和式トイレを洋式トイレに替えるように県は予算を組み、利用者の不便を少しでも解消すべきであろう。</p>	意見	P.117

<p>(「ケヤッキー」の活用)</p> <p>ボート場の艇庫内に、平成 13 年の国民体育大会の際のキャラクター「ケヤッキー」の人形が置いてある。宮城県のスポーツ活性化に貢献した「ケヤッキー」は、今後も宮城を元気づけるのに欠かせない存在となる可能性がある。</p> <p>今後は、ケヤッキー人形を艇庫内に保管しておくのではなく、塗装をし直して、ボート場利用者の目を楽しませるために大いに活用してほしい。</p>	意見	P.117
<p>(納税義務の履行の確認について)</p> <p>指定管理者は、令和元年度に、これまで支払っていなかった消費税を 5 年分まとめて納税している。</p> <p>指定管理者側は、これまで県に、指定管理料収入が課税対象かどうかを問い合わせていたが、県からは明確な回答はなく、自らも積極的に税務署への確認を行っていなかった。しかし、令和元年 12 月 10 日に県監査委員事務局が実施した財政的援助団体等監査において、「消費税等の申告を行っておらず納税義務を果たしていない恐れがある」との指摘があり、税務署に確認したところ、課税事業者に該当することが確認され、指定管理者は 5 年分の消費税合計 1,279,700 円をまとめて納税する状況に至った。</p> <p>県は、指定管理者の募集要項で法人税や地方消費税等を滞納している法人又は団体は、指定管理者の申請資格がないと定めており、当該指定管理者が納税義務を果たさないまま 5 年以上も指定管理業務を行っていたことは、問題がある。指定管理者の選定に当たっては、相手側が提出した書類の内容を十分に審査し、今回のような事態の再発防止を図るべきである。</p>	指摘	P.119
<p>(ウインドサーフィン利用者の対処)</p> <p>指定管理者によると、ボート場にウインドサーフィンをしに来る利用者がいるとのことである。ウインドサーフィンのみならず、ボート以外の目的でボートコースを利用する人がいる場合、ボート利用者の妨げになる恐れがあり、事故にもつながることから、厳正に対処しなくてはならない。指定管理者側においては、ボート利用者の安全確保のためにも、宮城県警察や警備会社との連携強化といった対処法を県と協議すべきではないであろうか。</p>	意見	P.119

<p>(利用促進への取り組み)</p> <p>宮城県長沼ボート場の利用者の大部分は団体であり、個人利用が少ない。未経験者でもボート場の利用は可能であるが、安全を保つことができる人に限られてしまうため、利用者が特定されてしまうのが現状である。さらに今年度は、新型コロナウイルスの影響で、利用者がさらに減少した。</p> <p>しかし、指定管理者側は、今後も、ボート関係者、ボート関係者以外への施設のアピールを続け、イベントを積極的に実施し、利用の啓発を図る意向である。</p> <p>指定管理者のホームページの閲覧者はボート関係者に限られてしまう可能性があるため、多くの県民が目にする県のホームページに、施設概要のみならず、積極的に長沼ボート場の長所のアピールや、今後のイベント情報等を配信していくことで、長沼ボート場の存在価値を県内外に広める効果につながると考える。</p>	<p>意見</p>	<p>P.120</p>
---	-----------	--------------

第6章. 宮城県ライフル射撃場(nexライフル射撃場)

監査の指摘及び意見要約	区分	参照 ページ
<p>(競技用備品の更新について)</p> <p>宮城県ライフル射撃場においては、指定管理料収入を除けば、主要な収入は射撃使用料収入であり、これに大きく貢献しているのが各種大会である。</p> <p>今回の監査において、大会に使用する本施設の競技用備品について検討した結果、電子標的について、エアライフル射撃場は、本施設の 26 射座分すべてに対応する数が購入されている一方、スモールボアライフルの電子標的(50m)は、本施設の 26 射座分に対し、購入したのは 7 個のみであった。</p> <p>本施設の建物としての機能に対し、必要備品を 7 射座分しか確保できておらず、本来受入可能な大会を開催できていない状況は、とても本施設の有効的な活用ができていないと言えない状況である。県は、電子標的を追加購入した場合としない場合におけるコスト、効果の対比シナリオを作成し、その可否を検討すべきである。</p>	意見	P.143
<p>(備品の明確な管理について)</p> <p>今回の監査において、施設に存在する備品の実物を確認した。その結果、ビームライフル 12 本について、備品番号等の記載が見受けられず、「宮城県ライフル射撃場備品一覧」と同一の資産かどうかを確認できなかった。指定管理者担当者によると、県担当課から備品番号を記載した貼付用の備品整理表を送付するとのことであったが、今回の監査時点においていまだ送付されていないとのことである。</p> <p>備品の所有権及び管理責任を明確にするため、各備品には管理資料と一致する記載の備品整理表を貼り付けるなど、管理表と備品の実物の関係性を明確にすべきである。</p>	指摘	P.144
<p>(「委託管理業務に関する見積書の日付記入」に対する措置について)</p> <p>平成 19 年度包括外部監査結果「委託管理業務に関する見積書の日付記入(意見)」における、「指定管理者は日付が入った見積書を徴収すべきである」という監査結果に対し、県は平成 20 年</p>	指摘	P.152

<p>度の措置の内容として、「日付の入った見積書を徴収するよう指定管理者を指導していく」としていた。</p> <p>この点、今回の監査において、令和元年度の委託業務契約からサンプルを抽出し見積書を閲覧したが、建築物維持管理業務の見積書について、日付の記入が見受けられなかった。</p> <p>このように、当時の監査結果及び措置の状況に反している事実は、包括外部監査結果を軽視していると指摘せざるを得ず、見積書という1論点に留まらず県の包括外部監査に対する意識への改善が必要である。</p>		
--	--	--

第7章. 宮城県クレー射撃場

監査の指摘及び意見要約	区分	参照 ページ
<p>(クレー射撃の振興施策について)</p> <p>本施設は、県自然保護課の管轄である。同課の主な業務内容は、自然保護や野生動物の保護・狩猟等の管理であり、スポーツの振興は含まれていない。</p> <p>県自然保護課へのヒアリングを実施したところ、スポーツとしてのクレー射撃の普及等の振興施策は特段実施しておらず、スポーツ健康課の管轄で何らかの施策を実施しているのではないかとの見解であった。そこで、スポーツ健康課へのヒアリングを追加で実施したところ、特段の振興施策は実施しておらず、自然保護課が何らかの施策を実施しているのではないかとの見解であった。</p> <p>県はスポーツとしてのクレー射撃の振興施策について、どの課が責任をもって行うのか、あるいは課を超えた協力体制を築くのか、検討を行う事が望ましい。</p>	意見	P.159
<p>(模擬銃について)</p> <p>本施設に所在する物品のうち模擬銃は、本施設を会場として県が実施することがある第一種銃猟免許試験等の便宜のため、県が本施設に保管しているものである。</p> <p>この点、模擬銃の保管は本施設の指定管理業務に含まれておらず、その保管・管理において責任の所在が曖昧となるおそれがある。模擬銃の調達単価は最低でも数十万円程度と高額であり、適正な管理が望まれる。</p> <p>また、指定管理者によると、模擬銃は定期的なメンテナンスが必要であり、また保管のため一時期は本施設のガンロッカー16基のうち10基を占有するなど、本来の指定管理業務ではないにもかかわらず、指定管理者による運営に支障を来すことがあったとのことであった。</p> <p>さらに、模擬銃の調達については、実銃の新品を県で購入し模擬銃へ改造するという手順を踏んでいる。しかし本施設の指定管理者(宮城県猟友会)によると、中古銃を元としても運用年数や保守にさほどの違いは無いとの見解であった。これに対し、県自然保護課によると、模擬銃は基本的に宮城県猟友会の「講師会」という専門組織からの要望に即したものを購入しているが、それにも</p>	意見	P.159

<p>かかわらず一部模擬銃は使用頻度が低いといった実態であるとの見解であった。このように、模擬銃の調達について見解の相違があり、経済的な調達がなされているか疑問である。</p> <p>県は模擬銃の経済的な調達(県と講師会の見解の相違の解決)から、責任のある管理のための指定管理契約の見直し(模擬銃の取扱いを業務内容に含めるか否か)まで、模擬銃の取扱いを総合的に再検討することが望ましい。</p>		
<p>(射撃場機能のあり方に対する県と指定管理者の見解について)</p> <p>本施設では狩猟用ライフル及び散弾銃のスラッグ弾を射撃することができない(散弾によるクレー射撃とは別物である)。県内において上記2種の射撃が可能な射撃場は2施設(民間)であり、公営射撃場はない。</p> <p>ここで、指定管理者でもある宮城県猟友会によると、現状の県内施設数では有害鳥獣捕獲に従事する狩猟者の育成には不十分である一方、本施設はすでに管理棟や十分な敷地を確保済みであり、仮に本施設の機能を拡大すれば、1億円程度で対応が可能であるとの見解であった。</p> <p>この点、県民の安全確保(猟銃による事故防止)のための狩猟者育成・増加は県の責務であること、また狩猟者とクレー射撃者はその性質上一定程度重複するとみられ、スポーツ活性化の観点からも一定の利点はあると考えられる。</p> <p>一方、所管課である県自然保護課によると、費用対効果を考慮し、本施設をライフル銃等が使用できる施設に整備する必要性について見極めていく必要があるが、射程距離が大幅に長くなるため、付近に存在する山形自動車道に弾丸が飛散しないよう施設を整備する必要があり、安全面や費用面において県民等の理解が得られないと予想されるとのことであった。</p> <p>以上のように、クレー射撃場の機能的拡張に対しては、基礎的な背景レベルから県と指定管理者での見解が異なっており、そのあり方に対する連携状況が円滑であるとは言い難い状況である。</p> <p>①クレー射撃振興、②狩猟者の育成・増加、③施設の拡張又は新設によるコストと、それに伴う利益の比較等の複合的な観点から、県と指定管理者である宮城県猟友会の連携は不可欠であり、本施設の拡張の是非も含めた施設のあり方について、基本的な見解を共有することが望ましい。</p>	意見	P.160

<p>(施設の計画的な修繕について)</p> <p>本施設は平成 11 年 7 月に開設されて以来、一度も大規模な修繕を実施していない。また、施設の開設以来、長らく修繕計画等を作成したことがなく、初めて作成を行ったのが令和 2 年 6 月 30 日付であった。</p> <p>本修繕計画の元となった資料として、指定管理者が県に提出した「宮城県クレー射撃場に係る施設・設備等の修理、修繕に関する要望書(案)」がある。本資料には、管理棟や附属棟、工作物その他の設備等の老朽化・劣化具合が写真と共に詳細に記載されている。実際に、今回の監査において本施設を巡視したところ、各所に塗装剥離、錆、腐食など、老朽化の兆候が見受けられた。</p> <p>一般に、施設の修繕は開設当初から計画を立て定期的を実施すれば、トータルのライフコストは抑えられるものであり、また予算の不足により不便・安全でない状態で利用することを強いる可能性も低減できるものである。県は本施設のみならず、各スポーツ施設において開設当初から修繕計画を見積もり、かつ毎年度適切に修正すべきである。</p>	意見	P.162
<p>(装弾の直営による販売について)</p> <p>指定管理者によると、本施設の自主事業収入の増加策として、施設内での装弾の販売について民間事業者への委託販売から直営方式に切り替えて収益の向上を図りたいとのことであった。</p> <p>この点、装弾の販売という事業は本施設と親和性が高く、自主事業として直営販売を実施することに違和感はない。一方、民業圧迫の懸念がある。実際に、平成 16 年に指定管理者から同様の相談を県に行い、県からは宮城県銃砲商組合の理解が得られれば、(直営販売に必要な火薬庫の)建設を承認するということがあったが、同組合からは民営の銃砲店の経営を圧迫するものであるとして反対を受け、装弾販売計画を延期した経緯が存在するとのことである。</p> <p>以上のような状況ではあるが、当初計画時から 15 年程度も経過し、また近年では本施設の赤字化も進行している以上、装弾販売計画の再考も選択肢の一つとして考えられる。その際には、民業圧迫とならないよう、あくまで赤字補填が見込まれる範囲の規模で販売計画を策定し、関連団体と再協議を行うことが望ましい。</p>	意見	P.162

第8章. 宮城県障害者総合体育センター

監査の指摘及び意見要約	区分	参照 ページ
<p>(体育館の老朽化について)</p> <p>本施設建物は昭和 50 年に開設しており、建築より相当程度経過し、老朽化の可能性が懸念される。</p> <p>体育館を視察したところ、体育館床に車いすの車輪跡がみられ、また実際に競技用車いすを走らせたところ、車輪跡に誘導され軌道が勝手に曲がる場面が見受けられた。体育館床は通常 9 年に一度程度の研磨が望ましいが、最後に実施されたのは予算の関係上 18 年前であり、ワックスがけにより応急対応しているとのことであった。</p> <p>また、体育館天井の雨漏りについても、予算の関係により、発生箇所のみを修繕するにとどまっている。</p> <p>以上のように本施設の体育館には老朽化や使用による劣化がみられ、競技利用性への悪影響や、応急修繕による施設全体でのライフサイクルコストの増大等が懸念される場所である。県には抜本的な対策が望まれる。</p>	意見	P.172
<p>(施設の暖房機能について)</p> <p>本施設で使用するボイラーは、体育館の暖房機能の他、指定管理者が本施設に隣接して保有する施設(温水プール)の温水確保にも共有で使用される。現在、正確な原因は不明であるが、冬季には体育館のボイラーから供給される暖房機能がほぼ機能していないとのことであった。ボイラーは昭和 46 年からのものであり、設備の老朽化はもとより、元々の機能自体も現在の標準的な設備と比較して不十分な可能性がある。</p> <p>暖房機能の不調は、施設利用者の健康にも関わる事であり、またあまりにも古い設備を使用し続けることは、かえって維持管理コストを増加させることになりかねない。予算の都合上厳しいことは理解できるが、県には修繕のみならず、設備の入れ替えまでを視野に入れた総合的な対策が望まれる。</p>	意見	P.173
<p>(施設の冷房機能について)</p> <p>本施設の主要設備である体育館には、冷房機能が存在しない。指定管理者担当者によると、夏場においては 1 時間ごとに冷</p>	意見	P.174

<p>房機能のある会議室に移動して休憩を取り、また発汗機能に障がいのある利用者向けに霧吹きを使用する等、現状は応急的な処置を続けざるを得ない状況とのことであった。</p> <p>昨今においては猛暑となる年も多く、また施設の性質上特に配慮すべき利用者も想定される本施設において、上記のように属人的な運用に頼った対策のみを強いられる現状は、熱中症対策として万全とは言い難い面がある。県には冷房設備面からも総合的な対策が望まれる。</p>		
<p>(体育館の機能的拡張について)</p> <p>本施設には、車いすバスケットボール大阪カップ国際大会など、各種大会の参加実績がある一方で、本施設体育館にはギャラリーが存在せず、観客の受け入れに課題があり、それを要因として誘致できない大会も存在すると考えられる。また、本施設の稼働率は全体的に高く、施設利用の需要が大きいといえるが、建物や各種設備・備品について老朽化がみられる。さらに、指定管理者によると、近隣における障害者の利用を想定したスポーツ施設は、同じ宮城野区に位置する公的施設である元気フィールド仙台(新田東総合運動場)のみであり、かつ同施設の需要も十分に大きいため、本施設の機能的拡張による民業圧迫・供給過多の可能性も低いとの見解であった。</p> <p>施設の機能的拡張について、その利用状況及び現状の稼働年数を考慮すれば、新築という選択肢も視野に入ると考えられる。</p>	意見	P.174
<p>(備品の明確な管理について)</p> <p>今回の監査において、施設に存在する備品の実物を確認した結果、備品の実物に記載している備品番号が、備品一覧表に記載されている備品番号と一致していないことが判明した。</p> <p>備品の所有権及び管理責任を明確にするため、備品に記載する備品番号は管理資料と一致するよう早急に修正すべきである。</p>	指摘	P.175

第9章. 加瀬沼公園(モリリン加瀬沼公園)

監査の指摘及び意見要約	区分	参照 ページ
<p>(公園内トイレの改修・増設の必要性)</p> <p>加瀬沼公園内には、多目的トイレ・男子用・女子用トイレが3ヶ所設置されているが、公園の敷地の広さ及び利用客数の多さに比べ、トイレの設置数が少ない。今後ますます公園需要を高めていく方針であれば、トイレの増設を検討すべきである。</p> <p>さらに、利用者アンケートには、多目的トイレに関する要望として、「身障者用トイレは温水トイレが常識となっているため改修してほしい」との意見もあり、県はこのアンケート結果を踏まえ、他の修繕に優先して多目的トイレの温水トイレ化を進めていくことが望ましい。</p>	意見	P.179
<p>(ペットと楽しめる広場づくり)</p> <p>加瀬沼公園のアンケート結果を見ると、「芝生広場に犬を立ち入れさせないでほしい」との声が目につく。芝生広場では、公園利用者が、テントを張ったり、お弁当を食べたりしているため、犬が入ってきて芝生に糞をすると衛生上問題があるという理由からであるが、指定管理者側では現状、ペットの芝生広場への立ち入りを禁止してはいない。公園は、お互い譲歩しながら使うべきものであるため、芝生広場の利用客の声だけを聞きペットの立ち入りを禁止してしまうと、今度は、日常的に犬の散歩に来ている利用者から不満の声が上がるであろう。</p> <p>芝生広場内で、ペットが走り回っていいエリアと、テントを張っていいエリアに区分をしてはどうであろうか。</p>	意見	P.179
<p>(休園時の侵入者対策)</p> <p>加瀬沼公園は、毎週火曜日が休園日であり、休園日には職員はおらず、公園内の点検や巡回が行われていない。しかし、休園日に公園に侵入し、野球をしている人、大型犬を連れてきてリード無しで放している人がおり、また、「火を使っている」と近隣住民からクレームを受けたこともあるという。しかし、実効性のある侵入者対策は何もされていない状態であった。</p> <p>指定管理者及び県の担当者によると、来年度より、毎週火曜日の休園日がなくなる方向で話が進められているとのことである。し</p>	指摘	P.179

<p>かし、従来通り、年末年始は休園するとのことであるため、休園日には、園内での事故防止の観点からも、公園内に立ち入れないように、フェンスを設置するなどして侵入者を防ぐ努力は引き続き必要であろう。</p>		
<p>(自主事業への取り組み強化)</p> <p>現在、加瀬沼公園で行っている自主事業は、飲料・アイスクリームの自動販売機の設置とバーベキュー用の炭販売のみである。利用者の一部からは飲食の販売をのぞむ声があり、また、公園の徒歩圏内にコンビニ等が見当たらないため、公園内での飲食販売に対する利用客のニーズは非常に高いと思われる。指定管理者へのヒアリング時に、キッチンカーを検討しているとの回答を得、その後、実際に公園に足を運んだところ、コーヒーのキッチンカーを目にした。</p> <p>今後も家族連れや、バーベキュー利用客の多い土日だけでも、キッチンカーを積極的に取り入れ、公園の魅力向上に努めてほしいと考える。</p> <p>また、岩沼海浜緑地やスリーエム仙台港パークの自主事業で行った「クリスマスリース作り」のように、子供たちを楽しめるイベントを加瀬沼公園でも是非企画してほしいものである。</p>	意見	P.180
<p>(公園内の幹線道路)</p> <p>現在、公園内の幹線道路横断歩道の白線が消えかかっている。指定管理者側は、子供が横断歩道以外の場所に飛び出す危険性を認識し、1年ほど前から土木事務所に白線を引くよう話してはいるものの、改善されないままである。</p> <p>県が行える対策としては、公園幹線道路の消えかかっている白線を引き直して横断歩道であることを明確に示し、車側と歩行者側の双方の注意を喚起することである。横断歩道は、看板を立てるよりも視覚的なインパクトがあるので、事故が起きないように、早急に対応すべきである。</p>	指摘	P.181
<p>(施設の有料化)</p> <p>加瀬沼公園はバーベキュー等を目的とした大きな需要があるにもかかわらず、条例の定めにより利用料は全て無料であり、利用料収入がない。</p>	意見	P.182

<p>一定の需要が見込めるにもかかわらず、条例の制限により有料化が不可能という状況下においては、条例自体の改正も視野に入れた有料化の検討を実施することが望ましい。</p>		
---	--	--

第10章. 仙台港多賀城地区緩衝緑地(うしちゃん多賀城緑地公園)

監査の指摘及び意見要約	区分	参照ページ
<p>(駐車場の拡大)</p> <p>仙台多賀城地区緩衝緑地の駐車場は、駐車できる台数が50台程度と非常に少ない。子供たちの遠足利用が全くなく、また、土日はスポーツ利用者のみなので、現状、駐車場が足りないわけではないが、昼休みになると、トラックの運転手が休憩しに公園に来るため、トラックによって駐車場が埋まってしまう。指定管理者側は、お昼休憩のトラックの出入りを禁止できないため、現在は、「大型トラックはご遠慮ください」といった内容の看板を設置しているのみである。</p> <p>狭い駐車場に、機材を積んだ業者トラックがたくさん停まっていると、子供たちにとっても危険であり、また、一般利用者の駐車スペースの確保も困難となる。このような問題に対処するため、公園内の駐車場の規模拡大は必須である。また、指定管理者は、今後、公園の利用者数を年間20万人規模に増やしたいと考えているため、駐車場規模の拡大は、利用者増加や公園内施設の利用促進にもつながるであろう。</p>	意見	P.187
<p>(有料施設予約システムの導入)</p> <p>仙台多賀城地区緩衝緑地には、野球場、テニスコート、陸上競技場、サッカー場・ラグビー場の有料施設があるが、平成29年～令和元年度の利用料収入はいずれも80万円程度にとどまっており、利用者数は伸び悩んでいる。これらの有料施設はホームページ上では予約ができず、電話かファックスでのみ予約が可能となっている。しかし、これでは電話やファックスでの予約に抵抗がある世代の利用を遠ざけてしまいかねない。</p> <p>そこで、仙台市のスポーツ施設が導入している「仙台市市民利用施設予約システム」のような一括予約サイトを、宮城県でも導入してはいかがであろうか。一括予約サイトを設けることで、確実にスポーツ施設の利用者増加が見込まれ、また、知名度が低い有料施設の存在を県民にアピールすることが可能となると考える。</p>	意見	P.188

第11章. 岩沼海浜緑地(ジュニパーク岩沼)

監査の指摘及び意見要約	区分	参照 ページ
<p>(ジュニパーク岩沼の看板)</p> <p>岩沼海浜緑地はネーミングライツを導入している施設の一つであり、「ジュニパーク岩沼」の愛称で親しまれている。当該ネーミングライツのスポンサーは株式会社仙台放送である。</p> <p>岩沼海浜緑地の北ブロックの入口には「ジュニパーク岩沼」の看板がある一方で、南ブロックには看板が設置されておらず、「ジュニパーク岩沼」の愛称が定着されていない印象を受ける。北ブロックは平日の利用者が少ないのに対し、南ブロックは平日でも利用者が多いため、やはり南ブロックにも愛称が定着してほしいものである。</p> <p>今後、新たなネーミングライツ契約を締結する際は、北ブロックのみならず南ブロックにも看板を設置することを県がスポンサーに対し積極的に提案し、北ブロック・南ブロックの両施設が県民から愛称で呼ばれるような存在とすることが望ましい。</p>	意見	P.194
<p>(ローラーすべり台のアピール)</p> <p>岩沼海浜緑地の遊具にはローラーすべり台(北ブロック・南ブロック)があり、特に、南ブロックのローラーすべり台は、滑りながら広々とした公園を見渡せるという特徴がある。しかし、指定管理者によると、南ブロックのローラーすべり台の向きが公園の入口側ではなく、公園の奥を向いているため、公園を訪れた利用者がすべり台の存在に気づかないことが多いという。</p> <p>ローラーすべり台のような素晴らしい遊具があるのに、その存在が利用者に気づかれにくいというのは、その遊具を有効活用できているとはいえない。子供たちがローラーすべり台をすぐに見つけられるように、矢印をつけた案内板を遊具の近くや、ローラーすべり台に行くまでの道の所々に設置してみてもいいだろうか。</p>	意見	P.196

第12章. 仙台塩釜港仙台港区港湾環境整備施設(スリーエム仙台港パーク)

監査の指摘及び意見要約	区分	参照ページ
<p>(釣り客のマナーについて)</p> <p>スリーエム仙台港パークは、釣りを楽しめる公園として、釣り客に人気がある。釣り客は年々著しい増加を見せているが、現状、釣り客のマナーが問題となっている。指定管理者によると、公園のクレームは、釣り客からのクレームが最も多く、2020年6月には、「こんなにマナーの悪い公園でいいのか」というクレームまで発生した。また、釣り客の増加は公園の駐車場にも影響を及ぼしており、午前7時半の開園と同時に釣り客の車が駐車場のほぼ半分を埋め尽くしてしまい、その後来園した他の公園利用者が、満車のために公園を利用できずに引き返す事例もあったという。</p> <p>マナー向上のための措置としては、釣り客の有料化(条例改正が必要)も選択肢として考えられる。利用料により公園設備の修繕を可能にするというメリットもある。</p> <p>県と指定管理者は連携し、有料化の選択肢も含めマナー向上のために対処し、釣り客と一般利用客の双方が公園を快適に利用可能とすることが望ましい。</p>	意見	P.201
<p>(テニスコートの老朽化)</p> <p>スリーエム仙台港パークには、有料テニスコートがあり、市民がテニスを楽しめる場となっている。現在、テニスコートの老朽化が深刻で、コートの表面のゴムがはがれてきている。そのまま放置すれば使用できなくなるおそれがある。</p> <p>港湾施設としてのみではなく都市公園としての利用客を確保するためにも、テニスコートの修繕にも予算を確保していくことが望まれる。</p>	意見	P.202
<p>(海の広場の陥没の防止)</p> <p>2020年7月にスリーエム仙台港パークの海の広場の1箇所で地面の陥没が起きた。幸い、けが人は出しておらず、指定管理者による応急的な措置で穴を塞いだ。しかし、指定管理者によると、陥没が起きたのは今回だけでなく、3年前にも陥没が起きたことがあったという。当時、県が調査した結果、浸食による陥没であることがわかっており、今回の陥没の原因もおそらく海の水が入り浸食され</p>	指摘	P.203

<p>たことによる陥没ではないかと県の担当者は話している。また、港湾課の担当者によると、2021年1月末に陥没の原因調査に関し、入札の公告、2月末に契約予定とのことであった、2月13日に発生した地震により海の広場が被災したことから、この被災状況と合わせて調査し、復旧工事を行うこととしている。</p> <p>今後、陥没が再発生し、たとえそれが小さな穴だとしても子供が落ちたら大事故につながるおそれがある。利用者の安全確保のために、県は、他の修繕に優先して、早急に原因を調査し、芝生の浸食が進行しているならば埋める、あるいは、コンクリートにする等の対応を進めてほしい。</p>		
<p>(指定管理料の値上げについて)</p> <p>スリーエム仙台港パークの指定管理料に占める人件費の割合がいずれも75%を上回っている。指定管理者が管理する他の施設の人件費の割合が50%に満たない点を鑑みると、スリーエム仙台港パークの指定管理料が妥当な金額かどうかという点に、疑念を抱かざるを得ない。</p> <p>管理運営の実態にそぐわない指定管理料では、サービスの質の維持・向上が困難となり、結果として、利用者である県民に不利益をもたらす。現在の指定管理料の金額が、施設の管理運営やサービスの質を高めていくのに本当に十分な額であるかどうか、検討してはいかがであろうか。</p>	意見	P.204
<p>(P-PFI 事業の促進)</p> <p>指定管理者によると、土日のみスリーエム仙台港パークにキッチンカーが来ているとのことであるが、仙台港を見渡せる公園の雰囲気を活かし、カフェやビアホールといったP-PFI事業に挑戦していきたいとのことであった。</p> <p>この点に関し、港湾課の担当者にヒアリングしたところ、スリーエム仙台港パークの所在する地域は工業専用地域であり、建築物に制限があることからカフェをつくることはできないそうである。しかし、販売車を用いた飲料等の販売は可能とのことであり、県の担当者も指定管理者からの要望があれば、協力したいという姿勢である。</p> <p>スリーエム仙台港パークは都市公園ではないことからP-PFI事業の実施は困難であるが、全国においても、P-PFI事業を行って</p>	意見	P.205

<p>いる公園の実例は多く、公園の魅力度や利用者満足度の向上という観点から、公園内における収益事業は必須であるといえる。長期的な目線で公園の魅力度を向上させていくためにも、宮城県内の指定管理施設を導入した都市公園でも、今後、P-PFI 事業を前向きに検討してほしいものである。</p>		
--	--	--

以上